

のせがわ

広報

広報のせがわ

4

2024

Vol.552



広葉樹植樹体験

村長施政方針

(要旨)

本日ここに、新年度に臨む私の所信及び村政の基本方針を申し上げ、村民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和5年を振り返りますと、5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行となり、行動制限が求められなくなりました。これに伴って、感染症対策についても見直しが行われ、本村におきましても、中止しておりました行事やイベントを実施することができました。特に、7月末に4年ぶりに「平維盛の大祭」を開催し、村内外から村の人口の5倍を超える約1,700人に来場していただきました。来場された方々に村の特産品や郷土料理を提供するとともに、約3,000発の花火が野迫川村の夜空を彩りました。また、スロヴァキア大使館のトマーシク特命全権大使にご挨拶いただくとともに、来場者にスロヴァキア料理（グラ-

シュ、ロフシエ）を振る舞うなど、スロヴァキアとの交流を行いました。このようなイベントを通して、私自身、野迫川村の魅力、活力及び可能性を再認識したところでございます。

一方、足元の経済状況については、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進んでいるものの、物価高騰の長期化や国際情勢の影響等により不確実性が増しております。令和6年も物価高騰や資材不足による経常経費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続いている中で、人口減少、少子高齢化が進んでいます。このような状況に対し、福祉、医療、教育、子育てをはじめとする持続可能な社会保障制度の確立や、地域活性化と人口減少抑制を目指す地方創生の取組、更には、全国各地で発生している自然災害に対する防災・減災対策など、多岐にわたる諸課題への対応が求められています。本村におきましても、人口減少、

過疎化、高齢化、限界集落が深刻な問題となっており、基幹産業である林業の担い手不足など地域活力が減退しています。加えて自主財源が乏しく、厳しい財政状況ではありませんが、国際情勢や国、県などの動きを的確に捉えながら、本村の特性・資源を最大限に生かしつつ、村民の皆様と一体となつて、村の活性化はもとより、村民の皆様が安全・安心に暮らすことができる村づくりを進めてまいります。

また、昨年6月に岡山県西粟倉村において小水力発電施設・木質バイオマス燃料製造施設、9月に高知県大川村において人口減少対策及び機械化林業等について議員の皆様と視察に行かせていただきました。どちらの視察も学ぶことが多くあり、大変有意義なものとなりました。このように、引き続き先進事例や類似事例を参考にしながら、村づくりに活かしてまいりますと考えております。

村政運営の基本目標

令和6年度の村政運営に当たりましては、施策の「質的転換」を図るとともに、「選択と集中」を徹底し、真に必要で効率的な施策の再構築を図りました。そして、新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のため、職員的能力を向上させ、あわせて、組織力の向上を目指してまいります。そのため、職員一人ひとりが自ら考え、目標を持ちながら、創意工夫を凝らし、長らく自主的・主体的な行政運営が図られるよう意識改革をしながら、施策・事業の見直し等に取り組んでまいります。

令和6年度の村政運営の基本目標は2つです。

まず1つ目の基本目標は「地方創生の推進」です。

人口の減少、高齢化という課題に対処するため、本村が自ら考える真の地方創生を目指し、少子化対策、定住・交流人口の獲得など、戦略性・創造性を持って今取り組

むべき施策を構築しました。

2つ目の基本目標は「未来へつなぐ改革」です。

野迫川村が将来にわたり持続可能な財政構造を確立できるように、国や県における補助金の活用等による財政健全化策を講じることで、次世代への責任を果たせるよう、村政又は行政改革を推進します。また、ふるさと納税についても、ポータルサイト「さとふる」により拡充したところであり、収入確保にも取り組んでまいります。

私は、奈良新聞に今年の一文字として、挑むや挑戦というやる気を意味する「挑」という字をあげさせていただきました。お買い物バスの運行開始など新しいことを始めた昨年に負けないよう、村民の皆様とともに野迫川村の未来に向けてさまざまなことに挑んでいきたいと考えております。村民の皆様がいきいきと暮らせるような村づくりを進めるにあたりましては、皆様のご理解とご協力をよろしく願います。

令和6年度予算編成の基本方針

続きまして、令和6年度の予算編成にあたっての基本方針について申し上げます。

本村は、村税収入が極めて少なく、自主財源を地方交付税に頼らざるを得ないのが現状であります。

国が示した地方財政計画では、令和6年度の地方交付税は、ごども・子育て政策の推進、地域脱炭素の一層の推進、消防・防災力の一層の強化等への対応により令和5年度と同等の見込みであります。大変厳しい状況であることは変わりがありません。

厳しい状況が続く中においても、村の存続・地域活性化のために、限られた財源を効果的・効率的に配分しながら予算編成・執行することで、地方創生への歩みを確実に進めることが重要です。

令和6年度においては、これらのことを念頭に置き、可能な限り歳入と歳出のバランスを維持しながら、国や県の補助制度を活用し、必要な施策には重点的に配分する予算編成を行いました。

予算規模ですが、一般会計につきましては、予算総額17億3,609万5千円となり、前年度比14.1%の増額となっております。

また、特別会計を含めた予算の総額は20億6,137万2千円と前年度比11.5%の増額となっております。

ふるさと納税の拡充等により自主財源の増加を図るとともに、国・県の補助金や交付金を積極的に活用して、村の施策を実施してまいりたいと考えております。

令和6年度の主な取り組み

令和6年度にかかる取り組みとして、2つの事業について説明します。

一つ目は、「一般社団法人の設立・運営」です。村内唯一のガソリンスタンドについて、事業承継の受け皿として、一般社団法人を設立・運営してまいります。また、中長期的には、ガソリンスタンドだけでなく、地域資源を生かして新たな賑わいと活力を創出し、新たな雇用を生み、野迫川村での暮らしを豊かにすることにより、交流人口の拡大と地域活性化を図り、魅力ある村づくりに寄与するような組織にしたいと考えています。

二つ目は、「混交林誘導整備事業」です。奈良県森林環境税の使途事業である「混交林誘導整備事業」を活用したいと考えています。

スギやヒノキの人工林を部分的に伐採して、広葉樹等を植栽し、併せてその周辺の間伐を行うものであり、手入れされずに放置された

森林を防災機能の高い森林へ誘導することが可能になります。このように、村にとって財政負担を軽減するとともに、真に必要な施策を推進してまいります。

令和6年度予算につきましても引き続き、限られた予算の中ではありますが、生活に不可欠な社会基盤整備や社会福祉、保健衛生、教育関係の取組に加え、産業や地方創生の取組など、村にとって必要な事業を選択と集中によって、効率的で無駄のない予算の適正執行を心掛けてまいります。

おわりに

令和6年度の施政方針及び予算編成の基本方針について申し上げます。これら諸施策の実現は、私ひとりでは成しえるものではありません。緊張感を持って誠実に、意思決定機関である議会や村民の皆様のご意見を伺いながら、職員一丸となって全力を注いでまいります。決意であります。

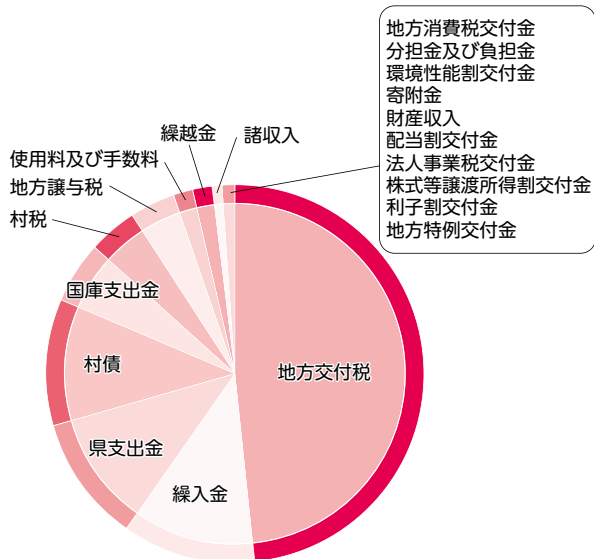
村民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

令和6年3月5日

野迫川村長 吉井善嗣

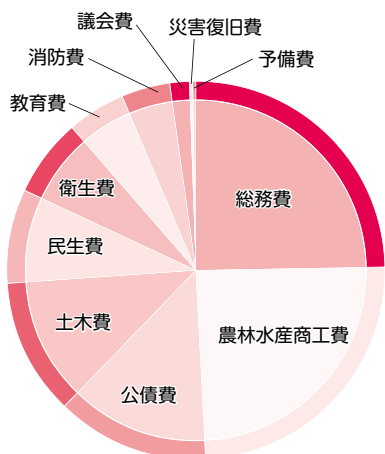
令和6年度 村の予算

歳入 17億3,609万5千円



地方交付税	8億3,978万7千円
繰入金	1億9,970万9千円
県支出金	1億8,762万8千円
村債	1億8,660万6千円
国庫支出金	9,491万9千円
地方譲与税	7,138万6千円
村税	6,578万円
使用料及び手数料	3,092万8千円
繰越金	3,000万円
諸収入	1,172万2千円
地方消費税交付金	1,111万5千円
分担金及び負担金	190万6千円
環境性能割交付金	173万2千円
寄附金	101万円
財産収入	86万円
配当割交付金	55万1千円
法人事業税交付金	29万9千円
株式等譲渡所得割交付金	12万3千円
利子割交付金	3万3千円
地方特例交付金	1千円

歳出 17億3,609万5千円



総務費	4億2,953万5千円
農林水産商工費	4億2,700万円
公債費	2億2,559万2千円
土木費	2億377万1千円
民生費	1億4,029万円
教育費	8,951万2千円
消防費	6,981万9千円
議会費	3,030万9千円
災害復旧費	700万円
予備費	100万円

予算総括表

①一般会計

会計	R5年度予算額	R6年度予算額	差引増減額	増減率	
一般会計	15億2,116万4千円	17億3,609万5千円	2億1,493万1千円	14.1%	
特別会計	国民健康保険(事業)	6,145万7千円	5,247万8千円	△897万9千円	△14.6%
	国民健康保険(直診)	5,898万8千円	6,214万7千円	315万9千円	5.4%
	介護保険	9,128万7千円	8,811万1千円	△317万6千円	△3.5%
	代替バス	2,086万7千円	2,387万4千円	300万7千円	14.4%
	温泉	1,782万5千円	1,895万1千円	112万6千円	6.3%
	分収造林	1,200万円	1,256万2千円	56万2千円	4.7%
	後期高齢者医療	1,227万7千円	1,268万円	40万3千円	3.3%
企公営	簡易水道事業	5,228万1千円	5,447万4千円※	219万3千円	4.2%
合計	18億4,814万6千円	20億6,137万2千円	2億1,322万6千円	11.5%	

※簡易水道事業会計に係る本年度予算額は、収益的支出と資本的支出の合計額である。

目的別主な事業

議会費
(議会運営にかかる費用) 3,030万9千円

総務費
(総務、選挙、税徴収などにかかる費用) 4億2,953万5千円

○広報誌等作成事業 327万3千円
広報誌「広報のせがわ」を発行し、村内各世帯及び村外在住の希望者に郵送するなど、村政をはじめ、村での出来事を引き続き発信します。

○移住・定住促進施設指定管理 100万円
地域の活性化と交流人口の増加を図るため、「ぶなの森」(旧北今西小学校)の管理及び運営に関する業務を指定管理者に委託します。

○地域おこし協力隊事業 4,169万4千円
地域おこし協力隊を活用し、きのこの村づくり事業や山林施業の担い手づくり、地域活性化を推進します。

民生費
(住民福祉全般にかかる費用) 1億4,029万円

○安否確認システム設置・管理事業 332万2千円
ケーブルテレビのネットワークを活用した安否確認を行い、地域のコミュニティと連携して高齢者の見守り体制を構築・継続します。

○グループホームゆうゆう苑運営事業 1,041万9千円
グループホームゆうゆう苑の運営を、指定管理者に委託するとともに、必要な施設修繕、備品整備等を行います。

衛生費
(保健衛生、ごみ処理などにかかる費用) 1億1,226万7千円

○南奈良総合医療センターの運営 1,181万2千円
南和広域医療企業団の理事者の一員として運営に参画し、村民の医療体制の充実・強化の継続を図ります。

○一般廃棄物処理事業 2,716万6千円
各地区のごみ回収・処理を引き続き行います。また、提出された有価物の売買による資源のリサイクルとごみの減量対策の拡充を図ります。

農林水産商工費
(農林水産業、観光事業などにかかる費用) 4億2,700万円

○地域づくり推進事業 3,636万円
村の地域産業を継承し、地域振興を行う基礎組織として、一般社団法人を設立します。新たな雇用の創出、交流人口拡大、地域活性化を図り、魅力ある村づくりに寄与することを目的とします。

○森林環境譲与税利用事業 6,008万9千円
森林環境譲与税を活用して、新たに薪ボイラーの導入に向けた設計委託業務や、運搬ドローンを利用した実装実験、間伐材を活用した特産品の開発などに取り組みます。

○林道の整備・維持管理の推進 1億8,041万円
県の補助事業を活用し、林道ホラ谷立里線等の開設工事、林道タイノ原線の舗装工事等を進めます。また、橋梁点検など、林道の維持管理を計画的、効率的に進めます。

土木費
(道路、住宅整備などにかかる費用) 2億377万1千円

○道路改良等整備工事(社会資本整備交付金事業) 9,040万8千円

国の補助事業を活用し、村道上垣内立里線、村道上高野線の舗装補修工事、村道上垣内水ヶ峰線の災害防除工事等を進めます。また、橋梁点検など、村道の維持管理を計画的、効率的に進めます。

○空き家対策総合支援事業 1,272万8千円
移住定住を促進するため、空き家を改修して移住定住者が利用出来る住宅を整備します。

消防費
(消防設備の整備、消防団運営にかかる費用) 6,981万9千円

○奈良県広域消防組合負担金 5,409万6千円
奈良県広域消防組合に、引き続き参画し、常備消防・救急体制の適正化を進めます。

教育費
(小中学校運営、社会教育など教育振興にかかる費用) 8,951万2千円

○ICT教育の推進 219万円
義務教育学校において、ICTを活用した授業・学習を推進するとともに、村外の学校との連携など、へき地教育の推進に努めます。

○文化財保存事業 1,020万5千円
野川弁財天本殿修理、熊野古道小辺路の整備等を行い、後世に文化財を遺します。また小辺路世界遺産登録20周年であるため、PRを図ります。

災害復旧費
(災害復旧への備えにかかる費用) 700万円

公債費
(村債(借金)返済にかかる費用) 2億2,559万2千円

予備費 100万円





議会の動き



令和6年3月

第1回定例議会

令和6年3月第1回定例議会が3月5日に召集され、12日に報告5件、議案22件が次のとおり議決されました。

報告

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第6号))
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第7号))
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(野迫川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度野迫川村国民健康保険事業特別会計(直診勘定)歳入歳出補正予算(第4号))
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第8号))

条例改正ほか

- 議案第1号 野迫川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 野迫川村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 野迫川村心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 野迫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 野迫川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 野迫川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

新年度予算

- 議案第9号 令和6年度野迫川村簡易水道事業会計歳入歳出予算
- 議案第10号 令和6年度野迫川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第11号 令和6年度野迫川村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第12号 令和6年度野迫川村介護保険事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第13号 令和6年度野迫川村代替バス事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第14号 令和6年度野迫川村温泉事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第15号 令和6年度野迫川村分収造林事業特別会計歳入歳出予算
- 議案第16号 令和6年度野迫川村一般会計歳入歳出予算

補正予算

- 議案第17号 令和5年度野迫川村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)
- 議案第18号 令和5年度野迫川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第5号)
- 議案第19号 令和5年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
- 議案第20号 令和5年度野迫川村介護保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第3号)
- 議案第21号 令和5年度野迫川村分収造林事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)
- 議案第22号 令和5年度野迫川村一般会計歳入歳出補正予算(第9号)



津田議員

Q 特産品について

野迫川村には、あまご、椎茸、わさび、素麺、野川野菜など数多くの特産品があります。それらの特産品を活用し、ふるさと納税の返礼品に活用しようと取り組んでいるところだと思えます。しかしながら、後継者不足や担い手不足、また施設や設備の老朽化等により今後の生産基盤の脆弱化が危惧されます。

令和5年3月議会において西田議員が特産品の保護、継承について質問されており、その回答の中で吉井村長は地域おこし協力隊の募集や新たな商品開発、補助制度の創設を検討すると述べられています。その後どのような考えで、どのように進めているのでしょうか。

A 吉井村長回答

津田議員のおっしゃるとおり、野迫川村の特産品は、後継者不足や担い手不足により今後安定供給できる体制が取れにくくなっています。そのため今回、一般社団法人を設立し、村の特産品の活用や商品開発、安定供給などに向けて取り組んでいきたいと考えています。特産品の商品価値を更に高めていくために、一般社団法人が中心となって活動していきます。

また、一般社団法人が地域おこし

協力隊の派遣や従業員を確保し、人員の協力できる体制づくりを整え、安定供給に繋げ、仕事の増加、人の増加を目指して進めていきたいと考えています。施設や設備に関しては今後どのように村が支援できるか検討していきたいと思えます。



鈴木議員

Q 役場部署の再編について

南部東部地域の野迫川村を除くすべての町村において、地域振興課や企画政策課等の課が設けられ、地域振興や移住・定住対策等を中心とした施策を行う組織作りがなされています。本村にとっても地域振興は最重要課題の一つであることは明らかです。本村役場でも同様な組織作りをするお考えはありませんか。

A 吉井村長回答

当村は令和2年国勢調査において、高知県大川村を抜いて、離島を除いて日本で人口が一番少ない村となりました。議員ご指摘のとおり地域振興、移住定住対策は最重要課題の一つであると認識しています。一方、役場部署については、現在総務課、住民課、建設課、産業課を設置しているところであり、人員が限られている中で地域振興を中心とした施策を行う課の設置は体制的に困難と考えられます。前述した通り、地域お

こし協力隊による人員の強化をもとに、引き続き産業課が中心となり地域振興を行ってまいります。

Q 野迫川村総合計画について

令和2年3月に策定された「野迫川村総合計画2020」は「野迫川村人口ビジョン（改定版）」に基づいて策定され、推進していくこととされています。しかし、現在の人口は、その中の人口展望長期目標をも下回っている状況ですので、今ここで見直す必要があるのではないのでしょうか。

A 吉井村長回答

野迫川村総合計画は将来にわたって、活力と魅力ある野迫川村を築いていくために策定しました。また野迫川村人口ビジョンは国の期間を踏まえ2016年から2060年という長期間にわたって、本村が目指すべき将来人口規模を展望したものです。議員のご指摘のとおり、現在における村の人口は人口ビジョンの目標値を下回っています。近年のコロナ禍において、地域振興における取組が十分に実施できなかった部分もありません。そのため、これまで実施できなかった各施策について改めて推進するとともに、新たに生じた課題に対しても、時期を逸することなく対応していきたいと考えております。

体験の取組を実施したところ、山村留学をマッチングさせていくことの難しさを実感しました。3月1日の学級編成に関わる基準日については特に考えさせられました。そこで、3月1日時点における来年度の学校の状況を教えてください。また、それに対して新たに行われる対策等があればそれもお話してください。

A 池口教育長回答

義務教育学校の来年度の状況について、3月1日現在の令和6年度の児童生徒数は、前期課程が10名、後期課程が3名となります。教員の配置数については、前期課程が5名、後期課程が9名となり、1名の教員増と1名の養護教員増であるほか、五條市との共同配置事業で技術の免許教員が週1回程度来られます。後期課程に養護教員が増員されますので、特別支援学級等に積極的に入ってもらい、生徒の支援、教員の支援を行ってまいります。

次に、保護者が現在の学校教育についてどう考えているのかを知る懇談会を実施し、そこで出た意見を、できる限り学校運営に活かしたいと思っています。また、様々な大学と連携して、プログラミングやものづくりなど、子供が興味を持ちそうな体験を用いた授業が実施できるように検討しています。

また、義務教育学校の特性を活かし、学校を活性化させ、喜んで活動できるような場所にしたいと思っています。

Q 義務教育学校の来年度の状況について

先月「暮らす奥大和」という移住



3/2

第19回市町村対抗子ども駅伝大会

3月2日（土）、檀原運動公園にて「第19回市町村対抗子ども駅伝大会」が開催され、野迫川小中学校5年生の南龍之介さんと6年生の後藤楓河さんがタイムトライアルレースに出場しました。

大会当日は、風が強く肌寒い気候でしたが、野迫川村の想いを胸に、寒さをもものとはしない精いっぱい走りを見せてくれました。

県内の多くの小学生が集まって競い合う場に参加でき、とても良い経験となりました。



3/5

ふるさと学習：「郷土料理」の調理実習で交流

3月5日（火）、小中学校で取り組んでいるふるさと学習において、村の郷土料理の調理実習をしました。5年生から8年生の児童生徒と、講師として参加した郷土料理研究会の会員4名とで、「つけ菜めし」、「ホット（弓手原）」に分かれて行いました。

「つけ菜めし」は、白菜の古漬を使用しました。時間がかかり苦戦しながらも会員と一緒に最後まで細かく刻むことができました。また、「ホット」でも、にんじん、ごぼう、小芋などの根菜をピーラーや包丁、おろし金を使いながら、順番に刻みました。その後切った材料を鍋で煮込み、おろし大根を鍋に入れました。

給食の時間には、教職員や他の児童と一緒にできあがった料理を囲み、談笑しながら交流することができました。野迫川に伝わる「料理」を通じて「ふるさと」を深く知る機会となりました。



診療所からのお知らせ

令和6年5月 診察予定表

		月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
		/	/	1日	2日	3日	
担当医師							憲法記念日
受付時間	午前				休診	休診	休診
	午後						
送迎地区	午前						
	午後						
		6日	7日	8日	9日	10日	
担当医師		振替休日	辻本凌悦医師	休診	★歯科診療	谷本陸医師	
受付時間	午前	休診	8:30 ~ 11:30		★歯科診療	8:30 ~ 11:30	
	午後		13:00 ~ 16:30			寶達照樹医師	13:00 ~ 16:30
送迎地区	午前		今井~上		9:30 ~ 11:30	平~弓手原	
	午後		池津川				
		13日	14日	15日	16日	17日	
担当医師		辻本凌悦医師	辻本凌悦医師	休診	休診	谷本陸医師	
受付時間	午前	8:30 ~ 11:30	8:30 ~ 11:30			8:30 ~ 11:30	
	午後	13:00 ~ 16:30	13:00 ~ 16:30			13:00 ~ 16:30	
送迎地区	午前	立里・上垣内・北股	今井~上			平~弓手原	
	午後		池津川				
		20日	21日	22日	23日	24日	
担当医師		辻本凌悦医師	辻本凌悦医師	休診	★歯科診療	谷本陸医師	
受付時間	午前	8:30 ~ 11:30	8:30 ~ 11:30		★歯科診療	8:30 ~ 11:30	
	午後	13:00 ~ 16:30	休診(出張診療)			寶達照樹医師	13:00 ~ 16:30
送迎地区	午前	立里・上垣内・北股	今井~上		9:30 ~ 11:30	平~弓手原	
	午後						
		27日	28日	29日	30日	31日	
担当医師		辻本凌悦医師	辻本凌悦医師	休診	休診	谷本陸医師	
受付時間	午前	8:30 ~ 11:30	8:30 ~ 11:30			8:30 ~ 11:30	
	午後	13:00 ~ 16:30	午後休診			13:00 ~ 16:30	
送迎地区	午前	立里・上垣内・北股	今井~上			平~弓手原	
	午後						

内科・外科診療：月曜日、火曜日、金曜日（祝日を除く）

歯科診療：第2木曜日・第4木曜日の午前中のみ（祝日を除く）

ご不明な点がございましたら診療所までお問い合わせ下さい。

※受付時間厳守をお願い致します。

●お問い合わせ先● 国民健康保険診療所 TEL：0747-37-2202

ふくろうバスカードのお知らせ

野迫川村内に住所がある65歳以上の人や障がいのある人等には村営バスを無料で利用できる乗車券（ふくろうバスカード）を発行しています。

ふくろうバスカードの発行を希望される場合は役場住民課へ申請してください。

※野迫川村営バスでのみ利用可能です。南海バス等では利用できません。

（交付対象者）

- ①村内に住所を有し65歳以上の者
- ②村内に住所を有し身体障害者手帳又は療育手帳を所持している者及びその介助者1名
- ③村内に住所を有し65歳未満で要介護認定を受けている者
- ④村内の介護事業所等に所属し、業務で②や③の人を介護、介助する者

野迫川村 ふくろうバスカード					
区域 野迫川村営バス全路線					
氏名	見本			性別	男 女
住所	野迫川村 大字				
生年月日	年	月	日		
年		月	日発行	野迫川村長 吉井善嗣	

●お問い合わせ先● 住民課 TEL：0747-37-2101

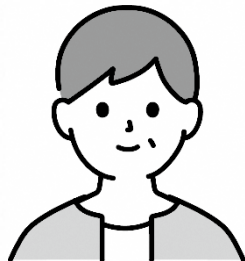
介護保険料改定のお知らせ

令和6年度より、介護保険料の3年ごとの見直しを行いました。令和6年度から令和8年度までの期間の保険料基準額（月額）は令和3年度から令和5年度までと変更せず、6,345円といたします。ただし所得段階別の負担割合が国から示されましたので、本村でも保険料段階を国の標準段階である13段階に設定しました。

所得段階	所得の条件	基準額 に対する割合	保険料 （月額）	保険料 （年額）
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.285	1,808円	21,696円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.485	3,077円	36,924円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	0.685	4,346円	52,152円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	0.9	5,711円	68,532円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	1.0	6,345円	76,140円
第6段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	7,614円	91,368円
第7段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	8,249円	98,988円
第8段階	住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	9,518円	114,216円
第9段階	住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.7	10,787円	129,444円
第10段階	住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.9	12,056円	144,672円
第11段階	住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.1	13,325円	159,900円
第12段階	住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.3	14,594円	175,128円
第13段階	住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.4	15,228円	182,736円

●お問い合わせ先● 住民課 TEL：0747-37-2101

こんにちは、渡邊です



昨年8月から住民課でお世話になっている保健師です。

野迫川村に来るまでは、病院で検査をしたり、田舎の自治体にいたり、コロナ対策をしたりしていました。

わからないことが多いので、突然みなさまに質問したりしますが、教えていただけるとうれしいです。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

最近、よく眠れていますか？

今年の冬は雪が少なく過ごしやすかったですが、暖かくなったり寒くなったり気温の差がある日が続くと体調も崩れがちです。

体調と同じように睡眠のリズムも崩れやすくなります。みなさんは毎日どれくらい寝ていますか？睡眠が健康にとって大切なことはよくご存じだと思います。

【睡眠の効果】

- ・脳と身体の休養
- ・記憶の整理
- ・傷んだところの修復
- ・こころのメンテナンス
- ・寝る子は育つ など



十分な睡眠がとれていなかったり、うまく眠れていないところと身体に大きな負担がかかります。

また、生活習慣病などの原因になることもあります。

【良い睡眠をとるためには・・・】

- ・朝起きたら日光をあびる
- ・昼間はよく動く、昼寝は適度に
- ・食事は規則正しく、食べすぎない
- ・寝る2～3時間前にお風呂につかる



【睡眠時間（推奨）】

- ・成人 6時間以上寝る
- ・子ども 小学生：9～12時間 中学・高校生：8～10時間
- ・高齢者 寝床で8時間以上すごさない

必要な睡眠時間はひとそれぞれですので、推奨時間はめやすとしてください。

あたらしい年度が始まります。
この機会にぜひご自身の睡眠について考えてみてください。



ふるさとの味紹介 ホット (弓手原地区)

弓手原地区に伝わる郷土料理。たかのつめ、とうがらしなどが入るため、口に入れた時辛くてピリピリすることから「ホット」という名前がついたと言われている。大根、にんじん、ごぼう、小芋など沢山の根菜が入る料理である。

材料 (3人分)

大根 (長い大根)	1本	たかのつめ	1本
にんじん	小1本	油	大さじ2
ごぼう	1/2本	薄口しょうゆ	大さじ3
こんにゃく	半丁	酒、みりん	大さじ2
小芋	5個	だし汁	2カップ



作り方

1. にんじん、小芋は、乱切りにする。
2. ごぼうは、さがきより少し大きめにする。
3. こんにゃくは、短冊に切る。
4. 鍋に油を入れ、材料を炒める。
油が全体にまわれば、だし汁、調味料を入れて、ごぼうが柔らかくなるまで、弱火で煮る。
5. 大根おろしの水気を切って、煮汁のある間に入れて煮る。

障がい要件とする NHK 受信料の免除について

障がいのある方は、NHK 放送受信料の減免が受けられます。具体的な免除基準は次のとおりです。

【全額免除】

世帯構成員のどなたかが、障害者手帳 (身体障害者手帳、療育手帳 (または判定書)、精神障害者保健手帳のいずれか) をお持ちで、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の場合

【半額免除】

次のいずれかにあてはまる方が、世帯主でかつ受信契約者の場合

* 視覚・聴覚障害者 (身体障害者手帳をお持ちの方)

* 重度の障害者

- ・ 身体障害者手帳：1級または2級
- ・ 療育手帳 (または判定書)：「最重度」または「重度」に相当する記載
- ・ 精神障害者保健福祉手帳：1級

免除の適用を受ける場合は、NHK の免除申請書に必要な事項をお書きいただき、村から免除基準に該当する「証明」を受けて、NHK に提出していただくことになります。



●お問い合わせ先● 住民課 TEL：0747-37-2101

後期高齢者医療保険料率の算定について

◎令和6・7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行) 令和4・5年度		➔	(改正後) 令和6・7年度	
・均等割額	50,500円		・均等割額	51,500円
・所得割率	9.93%		・所得割率	10.55%※

※基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06%（R6年度のみ）

◎保険料賦課限度額の改定

令和6年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

・一人当たり上限額	66万円	➔	・一人当たり上限額	80万円※

※障害認定を除いて、R6.4.1以降に資格取得した被保険者以外等は73万円（令和6年度のみ）

◎保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日（4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額)※ ¹	均等割の軽減割
	令和6・7年度
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等※ ² の数 - 1) 以下	7割
基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※ ² - 1) 以下	5割
基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※ ² - 1) 以下	2割

※1 軽減の基準となる「10万円 × (給与所得者数等の - 1)」は世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方

●お問い合わせ先●

住民課 TEL: 0747-37-2101

奈良県後期高齢者医療広域連合 TEL: 0744-29-8430

有料道路における障がい者割引制度について

「身体障がい者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の方もしくは重度の知的障がい者の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合」に障がい者割引の対象となります。

手続きは、役場窓口又はオンラインにおいて行っていただきます。

なお、ETC 無線通行（ノンストップ走行）での障害者割引の適用を希望される場合は、別途 ETC 利用申請が必要になります。

役場窓口での申請の場合

ETC 無線通行（ノンストップ走行）を利用しない場合

1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 登録を希望される自動車の自動車検査証等（車検証）
3. 運転免許証（障害者ご自身が運転される場合のみ）
4. ご本人が来られない場合は、委任状等代理人であることが確認できる書類
5. 割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合）

ETC 無線通行（ノンストップ走行）を利用する場合

1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 登録を希望される自動車の自動車検査証（車検証）
3. 運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
4. ご本人が来られない場合は、委任状等代理人であることが確認できる書類
5. 割賦契約書又はリース契約書（割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合）
6. ETC カード（※障害者本人名義のものに限ります。ただし、対象障害者が未成年の重度障害者で、本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合については特例として、親権者又は後見人名義も対象となります。）
7. 登録を希望される障害者割引の対象となる自動車に取り付けられた車載器の「ETC 車載器セットアップ申込書・証明書」

オンラインによる申請の場合

オンラインで各種申請（新規申請・変更申請・更新申請）を行う場合に必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、スマートフォン等より有料道路における障害者割引制度のオンライン申請からご確認ください。

●お問い合わせ先● 住民課 TEL：0747-37-2101

奈良県自動車税事務所からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は5月31日（金）です。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者（割賦販売などの場合は使用者）に課税されます。必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算されます。

金融機関の窓口のほか、コンビニ、ペイジー、スマートフォン決済アプリケーション、地方税お支払サイト（www.payment.eltax.lta.go.jp/）でも納付ができます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

自動車税種別割納税通知書が届いていない場合は、下記へご連絡ください。

※住所を変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は、運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをしてください。

●お問い合わせ先● 奈良県自動車税事務所 自動車税第一課 TEL：0743-51-0081

明日香養護学校からのお知らせ

県立明日香養護学校では、肢体不自由を有する幼児児童生徒、および病弱教育対象生徒の保護者や担任に対して、各児童生徒の指導支援等の教育相談を実施しています。また、本校への入学等を考えるための学校見学会や体験学習を行っています。詳細につきましては、以下の内容をご覧ください。

1 教育相談について

事前にお電話でお問い合わせ（土・日・祝日は除く）をお願いします。

相談の実施日については、調整させていただきます。

相談内容については、次のような事項が考えられます。

○肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育、病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について

○児童生徒の指導・支援について

2 学校見学会について

実施時期は、5月の末に実施を予定しています。詳細が決まり次第、本校ホームページに掲載します。当日は、本校（病弱教育部門・肢体不自由教育部門）の概要説明の後、児童生徒が授業を受けている様子を見学していただく予定です。

3 第1回体験学習について

対象は、次の方となります。

○肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任

○病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

現在、以下の実施日を予定しています。

〔肢体不自由教育部門〕

小学部 令和6年 6月12日(水) 13時20分～16時

中学部 // 6月19日(水) 13時20分～16時

高等部 // 6月26日(水) 13時20分～16時

〔病弱教育部門〕

高等部 令和6年 6月26日(水) 13時20分～16時

申し込み締切は5月31日(金) 必着です。

なお、開催日を変更する場合がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

4 問い合わせ、申し込みについて

●お問い合わせ先● 明日香養護学校 教育支援部 辻 TEL:0744-54-3380

事業者必見!

定額減税説明会（源泉所得税関係）のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に令和6年分の所得税について定額減税を実施することが盛り込まれました。

今後、関係する税制改正案が成立し、施行された場合には、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、事業者（給与支払者）の方を対象とした説明会を以下の日程で開催致します。

開催日時	開催場所	定員	説明内容
4月5日(金) 14:00~16:00	吉野税務署 (2F大会議室) 吉野町丹治200番1	15名 (要予約)	<ul style="list-style-type: none"> ●制度解説用動画の上映(約30分) <ul style="list-style-type: none"> ・定額減税制度の概要 ・具体的な事務手続の説明 ●質疑応答 <ul style="list-style-type: none"> ※途中退席していただいても構いません。
4月12日(金) 14:00~16:00			
4月19日(金) 14:00~16:00			
4月26日(金) 14:00~16:00			
5月10日(金) 14:00~16:00			
5月17日(金) 14:00~16:00			
5月24日(金) 14:00~16:00			
5月31日(金) 14:00~16:00			

〔申込方法〕

参加をご希望される方は、国税庁LINEアカウントから事前予約をお願いいたします。

国税庁LINEアカウントはこちら



〔その他参考情報〕

国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」には、各種パンフレットやQ&Aを掲載しておりますので、是非ご確認ください。

「定額減税特設サイト」はこちらからアクセス



●お問い合わせ先●

吉野税務署 法人課税部門 0746-32-3385

自動音声の流れましたら、音声案内に従って、『2』番を選択してください。

てんいち先生



村の最新情報はこちらから



X (旧 twitter)



facebook



instagram

村税・保険料納期限

税目・保険料	納期限日
軽自動車税	4月30日(火)

上記、納期限までに役場窓口や、郵便局・銀行等で納付をお願いします。また、口座振替の引落しもこの日に行いますので、口座預金の準備をお願いします。

●お問い合わせ先● 住民課 TEL: 0747-37-2101

村内サービスのお知らせ

▼お買い物バス運行中 (※行き先が一部変更になりました！)

コース	運行日	行き先
野川コース	第1、第3火曜日	イオン五條店
弓手原コース	第2、第4火曜日	スーパーセンターオークワ橋本店

※前日までに要予約 (先着8名) / 料金: 無料

●お問い合わせ先●

産業課 TEL: 0747-37-2101



▼配食サービス実施中

65歳以上の希望者へ毎月第2・4木曜日に手作りお弁当を配達しています / 料金: 1食300円

●お問い合わせ先●

社会福祉協議会 TEL: 0747-37-2941

▼福祉有償運送サービス運行中

病院・施設への送迎の他、買い物や散髪等の日常生活に関する目的のために利用できます / 要支援・要介護認定者など、利用対象者に制限があります (詳しくは村社協まで) / 料金: 初乗2kmまで300円、その後1kmごとに20円ずつ加算

●お問い合わせ先●

社会福祉協議会 TEL: 0747-37-2941

大きく育て

子どもたちが広葉樹植樹体験

3月15日（金）、保育所、小中学校の児童生徒15名が弓手原の村有林にて植樹体験を行いました。次代を担う子どもたちに森林への理解と関心を深めてもらおうと実施しました。約4ヘクタールの斜面の一角にキハダ、カツラ、ケヤキの3種類の苗木を植えました。掘った穴に高さ40センチほどの苗木を入れ、丁寧に土をかぶせていきました。手を真っ黒にしながらも、そこには笑顔の花がたくさん咲いていました。

子どもたちは、「植えた木が立派になり、きれいな空気と水を育む森になってほしい」「うまく植えられて良かった。大きく育てて色々な葉っぱが見てみたい」と話してくれました。

植え付けに先立ち、植樹の目的や苗木として植える樹種の特徴などの説明があり、地域の特性に応じた多彩な樹種が混じった森に誘導することで、防災機能が高まったり、さまざまな生き物の住み家になったりと、森林の持つ公益的機能についても学びました。



今月の催し

●4月7日（日）アマゴ解禁

●4月9日（火）小中学校入学式

●4月25日（木）狂犬病予防集合注射

村の人口／2月29日現在 [世帯数] 202戸 [人口] 328人(男164人・女164人)